



はじめに



1 法教育とは何か

(1) 法とは何か

法とは何でしょうか。

この問いに対しては、様々な議論、見解がありますが、法についての一つの考え方として、「社会あるところに法あり」という言葉があります。

例えば、自分一人しかいない星に暮らしていたとしたら、法は必要ありませんが、人が二人以上いる社会には、一定の秩序、ルールが必要となってくるため、法が生まれるという考え方です。

では、社会において、法はどのような役割を果たしているのでしょうか。

(2) 法の機能

法には、国家と国民の間を規律する公法（憲法、刑法など）と、私人同士の関係を規律する私法（民法など）があります。

法の機能についての考え方には諸説あり、見解の統一は見られませんが、例えば、次のような機能を考えることができます。

① 人の行動を規制し、社会の秩序を維持する機能

犯罪に対して刑罰を科すことを明示することで、人々が犯罪を行わないように心理的な抑制を働かせるという例が典型例です。

例えば、人の物を盗む行為について窃盗罪、人にけがをさせる行為について傷害罪と定め、それらの罪を犯した場合の罰則を定めている「刑法」を思い浮かべると、分かりやすいのではないのでしょうか。

② 人の活動を促進する機能

法には、人々が自主的な活動を行う際の指針となり、その活動を予測可能で安全なものにするという促進的・支援的な機能もあります。

例えば、売買契約を結ぶとき、日本の民法では、「契約を結んだら、契約の内容を守らなければならない」という原則があることで、安心して物を買ったり売ったりすることができます。

これが、何の法もなく、買った商品を渡してもらえるかどうか、売った商品分の代金を支払ってもらえるかどうかの保障がないとすれば、売買契約を結ぶ人はいなくなり、人々の経済活動が阻害されかねません。

③ 紛争を解決する機能

①、②は、いずれも、紛争を未然に防ぐための機能ですが、それでもなお、紛争が生じた場合、法には、その紛争を解決する機能もあります。

例えば、道路の左側車線で正面衝突の事故が起き、どちらに非があるのかを巡って紛争になったとします。このとき、法で、「車は左側を通行する」と決めてあれば、どちらに責任があるのかを容易に判断することができ、紛争の解決が図りやすくなります。

④ 資源を配分する機能

そのほか、法には、人々の自由・平等をより実質的に保障するために、国家が一定の政策に基づいて、資源を配分するための機能もあります。

例えば、各種公共サービスの提供、社会保障、保険や税による財の再配分などがこの機能に基づくものですが、これは国家が一定の政策目標を実現するためのものである点で、①、②、③の機能とは位置付けが異なります。

(3) 「共生のための相互尊重のルール」としての法

法とは何かについて考えたとき、①の機能のイメージが強く、「法は自由を縛るもの」、「国によって押し付けられ、従わなければならないルール」といったようなネガティブな印象を持つ人もいるかもしれません。

しかし、①の機能に関しても、そもそも、社会の秩序を維持することは、人々の自由を守ることにつながります。

本来、法は、全ての人々が自由に共生していくための相互尊重のルールであり、人々の生活をより豊かにするために存在しています。

現代社会においては、個人が自由に活動できる範囲が広がり、その生き方、価値観が多様化していますが、その一方で、一人一人がそれぞれの自由を追い求める中で、他者の自由と衝突し、紛争が起きることもあります。

そうした中で、お互いを尊重しつつ、公正に紛争を解決するため、あるいは紛争を未然に防ぐための一定のルールとして、法は存在しています。

そして、法の背景には、個人の尊重、自由、平等などの基本的な価値が存在しています。

また、法に基づき、公正な手続を通じて、紛争を解決するための仕組みとして、司法制度が存在しています。

(4) 法教育とは何か

法教育とは、このような法の背景にある基本的な価値や司法制度の機能、意義を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

法教育の目指すところは、個人の尊重、自由、平等などといった法の基礎となっている価値や司法制度の果たすべき役割について学び、考えることにより、

- 法によって自らの権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係を理解すること
- 自らの在り方に深く関わる法やルールを定める過程に積極的に参加することの重要性を実感し、自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に主体的に参加する意識を養うとともに、そのために必要な資質・能力を養うこと
- 法が日常生活において身近なものであることや、法を利用して紛争を解決することの合理性を実感し、日常生活において十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用することで、あらかじめ紛争を予防し、また、紛争を適切に解決するために必要な基礎的素養を身に付けること

にあります。

このような法教育は、広く全ての国民に必要とされるものですが、近年、特に、高校生に対する法教育の必要性が高まっているといえます。



2 高校生に対する法教育の必要性

(1) 新高等学校学習指導要領

2018年（平成30年）3月に告示された新しい高等学校学習指導要領では、公民科において「公共」が新設されました。

「公共」の目標には、「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」として、「現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解する」ことや、「事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う」ことなどが規定されています。

(2) 成年年齢の引下げ

2018年（平成30年）6月に民法の一部を改正する法律が成立し、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

これに伴い、生徒たちは、より早い時期から成人として、ローンを組むことができたり、クレジットカードを作ることができたりと自由な活動を行うことができるようになります。その一方で、予期せぬ大きなトラブルに巻き込まれることのないよう、また、自由な活動に伴う責任を負担に感じるあまり、権利行使や自由な活動に消極的になることがないように、権利と責任についての関係や、私法、殊に契約に関する基本的な考え方について、十分に学ぶ必要があります。

法教育においては、権利と責任の一般的な関係についての学習に加え、私法分野における基本的なルールである「私的自治の原則（契約自由の原則）」やその例外について学ぶことにより、契約に関する基本的な考え方を学習することに重点を置いています。

(3) 選挙権年齢の引下げ

2015年（平成27年）6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、2016年（平成28年）6月から公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が18歳以上に引き下げられました。

これに伴い、高等学校在学中に18歳を迎え、公職の選挙における投票の機会を得る生徒もいるところ、より早い時期から、国民主権を担う公民としての資質・能力を育む教育を行うことが求められています。

3 本教材の構成

以上の点を踏まえ、本教材においては、高校生の段階で特に学んでおくべきと考えられることを

- ①ルールづくり（ルールの在り方を考える）
- ②私法と契約
- ③紛争解決・司法

の3テーマに整理し、それぞれのテーマに指導案を提示することにしました。本教材共通の目標と、各テーマの主な目標は下記のとおりです。

また、本教材では、高等学校における授業のほか、教員研修、教員養成課程など、様々な場面にお

いて広く使用されることを想定し、具体的な法教育授業のイメージをつかみやすいよう、指導案ごとに学習指導要領上の位置付けや、指導計画案を記載しています。

○ 共通の目標

- ・ 自由で公正な社会の担い手として、課題の解決に向けて、自分自身で考え、その意見を積極的に分かりやすく述べたり、自分と異なる見解にも十分配慮して議論をしたりして、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図ることが、協働の利益を継続して確保するために大切であることを理解させる。
- ・ 法によって自らの権利・自由が守られているとともに、他者の権利・自由もまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせ、相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させるとともに、規範意識を涵養する。

① ルールづくり（ルールの在り方を考える）

- ・ 法やルールの意義及び役割（法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするものであること、法やルールには、人の行動を規制し、社会の秩序を維持するだけでなく、人の活動を促進したり、紛争を解決したりするなどの機能があること）について考えさせ、理解させる。
- ・ どのような手続でルールを作成すればよいか（手続の公平性）、作成したルールをどのような視点で評価すればよいか（手段の相当性、明確性、平等性）について考えさせ、理解させる。
- ・ 社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため、既存のルールを修正する必要があることを理解し、主体的にルールを作成し、利用する意識を育てる。

② 私法と契約

- ・ 契約が日常生活において身近なものであること、契約が個々の生活を豊かにするものであることを実感させる。
- ・ 私法分野について学習機会の充実を図る。私法の基本的な考え方である私的自治の原則（契約自由の原則）や、契約に関する基本的な考え方（契約は、当事者双方の意思表示が合致することで成立し、その結果、当事者双方に権利と義務が発生すること）について理解させる。
- ・ 具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、一旦成立した契約を例外的に解消できる場合について理解させる。
- ・ 契約自由の原則の例外として、経済的・社会的弱者を保護し、実質的な平等を図るための手当が行われていることを理解させる。

③ 紛争解決・司法

- ・ 裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判や刑事裁判の特徴について実感させる。



4 本教材と学習指導要領との関連

本教材は、2009年（平成21年）3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「現行学習指導要領」とします。）を踏まえ、2018年（平成30年）3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」とします。）に対応しています。

本教材の指導案は、各指導案に記載しているとおり、新学習指導要領公民科「公共」において、主として知識の習得を図る指導場面の参考となります^(※)。

※ なお、「公共」では、本教材などを活用して身に付ける知識を基に、現実社会の諸課題の解決に向けて考察したり構想したりする力などの育成が求められています。このため、各学校においては、本教材を活用した指導に加えて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、追究したり解決したりする活動を通した指導が必要となります。